

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	業務改革（BPR）の推進					
現状等	業務の簡素化、効率化に向け、これまでも行財政改革を推進し、AI・RPAの導入といったICT技術の導入や業務改善に資する取組を進めてきました。 行政のデジタル化を進めるにあたっては、オンライン化やシステムの導入自体が目的とならないよう、本来の目的である市民の利便性向上及び行政運営の効率化に立ち返って、仕事を見直す必要があります。					
取組概要 （前期計画）	業務内容や業務プロセス、さらには組織体制を含めて抜本的に見直し、再構築する業務改革（BPR：ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を全庁を挙げて推進するため、行財政改革部門及びデジタル部門とが所管課に寄り添った支援を実施します。また、職員一人ひとりが業務を見直す機会を設けることで、職員全員に改革の理念を浸透させます。 【取組１】業務の再構築に向けた支援の実施＞ （１）業務の再構築に向けたBPR研修の開催 業務プロセスを見直し、再構築するためにBPR研修を実施し、BPR支援ツールを用いて業務を可視化し、プロセスのデジタル化等の業務改善に結びつけることのできる職員を育成します。 （２）業務改革に向けた支援の実施 業務の見直しにより市民目線でのサービス提供や職員の負担軽減の効果が見込まれる業務や、課単独では解決が難しい業務等について、各課に寄り添って課題等現状をヒアリングし、行財政改革部門及びデジタル部門職員が支援し、また、必要に応じアドバイザーに相談する機会を設け、業務フローの可視化及び改善箇所を特定し、業務改善の手法を提案します。 【取組２】職員一人ひとりが業務を見直す機会の提供＞ （３）業務を見直すための改善ポイントリストの提供 職員一人ひとりが「今までそうだったから」ではなく「なぜやるのか」の視点で業務を見直すため、見直しの着眼点を示した改善ポイントリストを示し、各課における業務の効率化・簡略化を促します。 （４）業務改善事例等の庁内共有 組織全体が着実に前進するため、RPA導入等導入事例や市長表彰候補となった業務改善事例等について、「（仮）改革ニュース！」をインフォメーションに掲載するほか、実施した行財政改革主任者等が自ら講師となり、局単位あるいは局横断にて事例共有する機会を設けます。					
取組内容 （計画・実績）		R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎BPR研修実施 ◎伴走型支援実施 ◎改善ポイントリスト作成と提供 ◎庁内共有の実施	→BPR研修実施 →伴走型支援実施 →改善ポイントリストの見直し・周知 →庁内共有の実施	→BPR研修実施 →伴走型支援実施 →改善ポイントリストの見直し・周知 →庁内共有の実施	→BPR研修実施 →伴走型支援実施 →改善ポイントリストの見直し・周知 →庁内共有の実施	
実績	◎BPR研修実施 ◎伴走型支援実施 ◎改善ポイントリストとしての全庁推進項目の作成と提供 ◎庁内共有の実施	●BPR研修実施 →伴走型支援実施 →改善ポイントリストとしての全庁推進項目の作成と提供 →庁内共有の実施				
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	業務改革（BPR）に向けた支援を実施し、業務を可視化し課題箇所を特定することで、業務の簡素化・効率化を実現します。また、職員一人ひとりが業務を見直す機会を提供することにより、職員全員に改革の理念を浸透させます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－1
-----	-------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		業務改革（BPR）の推進					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	業務改革の希望を全庁調査し、5業務を選定して、BPR研修及び行財政改革部門・デジタル部門職員が伴走支援を実施しました。 見直しの着眼点を示すため、「全庁共通の課題解決に向けた推進取組」を作成・提供し、各課における業務の効率化・簡略化を促しました。 RPA等導入事例や市長表彰候補となった業務改善事例等について、令和5年5月に実施した行財政改革推進主任者研修にて事例発表を行いました。					
	R6	業務改革の希望を全庁調査し、5業務を選定して、伴走支援を実施しました。 見直しの着眼点を示すため、「全庁に跨る共通の取組」を作成・提供し、各課における業務の効率化・簡略化を促しました。 市長表彰候補となった業務改善事例等について、e-Net掲示板に掲載しました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
業務改革（BPR）に向けた支援をし、業務の可視化が達成できた数		計画	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	
		実績	5件	5件			
局 名		総合政策局		所管課	DX推進課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－２
-----	-------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	行政手続のオンライン化の推進					
現状等	行政手続のオンライン化の推進は、市民の利便性向上を目的として、「静岡市デジタル化推進プラン」の主要な施策として位置付けられています。 令和3年度から新たに導入した電子申請システムと、マイナポータルのぴったりサービスを効果的に活用するため、オンライン化に適した行政手続の調査及び検討等を行い、電子申請サービスの提供数を拡大していく必要があります。					
取組概要 (前期計画)	市民の利便性向上を図るため、オンライン化に適した行政手続を調査・検討し、順次導入を進めていくことで、電子申請サービスの提供数の拡大を目指します。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	△オンライン化に適した行政手続の調査・検討 ◎行政手続のオンライン化	→ →	→ →	→ →	継続実施
	実績	△オンライン化に適した行政手続の調査・検討 ◎行政手続のオンライン化	△オンライン化に適した行政手続の調査・検討 →行政手続のオンライン化			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	行政手続のオンライン化により、いつでもどこでも行政手続の申請ができるようになるため、市民の利便性が向上するとともに、行政手続のオンライン化導入の際に各課において業務フローの改善等を行うことで、業務効率化に繋がります。 また、マイナンバーカードの公的個人認証を使用することにより本人確認が必要な申請を行えるため、電子申請の更なる拡大及び市民の利便性向上に繋がります。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－２
-----	-------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		行政手続のオンライン化の推進					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	行政手続の棚卸調査の結果から推進方針（案）を策定し、令和6年3月のデジタル化推進統括会議に諮りました。 また、電子申請システムの追加機能に関する研修を開催するとともに、各所属からのフォーム作成等に係る相談・支援を実施しました。					
	R6	第1回デジタル化推進統括会議で「行政手続のオンライン化の推進方針」を示し、改めて各局にオンライン化を推進していくよう周知しました。 また、電子申請システムによるオンライン決済機能に係る予算要求及び環境整備、各所属からのフォーム作成等に係る相談・支援を実施しました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
行政手続のオンライン化の件数	計画		100	200	300	400	オンライン化に適した行政手続のオンライン化率 100%
	実績		158	335			
局 名		総合政策局		所管課	DX推進課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		Ⅱ－3－1－4

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－2－1
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	重度心身障害者医療費助成手続きのオンライン化による申請方法の見直し					
現状等	重度心身障害者医療費助成手続きは、医療機関で受給者証を提示し、自動償還を受ける方法（各月1万件程度）と、はり・灸・マッサージの利用者や静岡県外の医療機関を受診した利用者等が、区役所の窓口で申請する方法（各月700件程度）の2通りがあります。このうち後者は、市民が来庁する手間、職員が受付する手間が双方にかかっています。また、受付後の事務処理も、申請された各医療機関の領収書から、日付、病院名及び一部負担金額等の入力作業が必要であり、事務量が多く、職員の負担になっています。 このことから、令和2年度に業務分析を行い、電子申請化を決定し、令和3年度に、電子申請データを福祉システムに取り込むため、RPAの開発を行いました。 令和4年度途中からは、区役所窓口でタブレットを使用した入力支援を開始し、電子申請の周知を図ります。					
取組概要 （前期計画）	LOGOフォームを使用した電子申請を開始し、その申請方法を周知することで、在宅からの申請件数の増加を目指します。それにより、市民が申請するために来庁する負担を軽減し、同時にRPA活用により申請データ入力等の職員の事務負担の軽減を図ります。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎オンラインによる手続きの実施・周知	→	→	→	
	実績	◎オンラインによる手続きの実施・周知	→			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	オンラインによる手続きにより、市民の利便性向上が図れるため、市民ニーズにあったサービスが提供できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－２－１
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		重度心身障害者医療費助成手続きのオンライン化による申請方法の見直し					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	令和6年1月に、当市の重度心身障害者医療費助成の受給者が存在する県外福祉施設に対し、電子申請についての案内を行いました。 対象者は高齢者が多数のため、電子化の実施数を見込むことが難しく、計画値は目安として設定したものです。令和5年度の実施実績を元に、今後の周知方法等を検討していきます。					
	R6	引き続き、対象者に対しチラシの配布等により電子申請の案内を行うと共に、追加提出書類（健康保険の給付決定通知書）の電子申請による提出について検討を行いました（令和7年4月1日実施開始）が、電子申請については、確実かつ安心との理由で窓口での手続きを志向する方も残存するため、結果として計画値を下回りました。 令和7年度以降には保健福祉センターの再編により、本件の受付窓口の箇所数が減になることを踏まえ、電子申請の実施について改めて勧奨を行っていきます。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
自動償還払いを除いた利用者のうち利便性が向上した方の割合 (オンライン申請の割合)		計画	10%	15%	20%	25%	
		実績	9.1%	11.0%			
局 名		保健福祉長寿局		所管課	障害者支援推進課		
				第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—	

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－２－２

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

施設等利用費請求における電子申請対応

現状等

・施設等利用費請求とは、市から無償化の認定を受けた児童が、園に支払った預かり保育等にかかる利用費の償還払いを市に請求することを指します。

・上記の申請については、紙での提出を受け付けています。（年およそ8,500件）

・紙での申請の際に保護者（請求者）に対し請求額の計算を依頼しているため、誤りがあった場合、郵送等により修正または再提出を依頼しています。これにより実際の支払いが後ろ倒しになっており、また、上記の件数から確認およびシステム入力についても時間を要しています。

取組概要
（前期計画）

更なる市民の利便性向上及び支払事務における負担軽減に向け、令和6年度中に電子申請を活用したオンラインによる手続ができることを目指します。

R4年度中から先進都市の事例の情報収集および実現可能性の検討、要綱の見直し等を実施し、R6年度中の実現を目指す。ただし、申請自体が本人であることを特定する必要性から、現行LoGoフォームオプションの「xID」技術での実装を想定しているが、国のマイナンバー制度の普及拡大を考慮し、「びったりサービス」の利用と併せた検討を行います。

なお、当課が所管する他の申請についても順次電子申請での対応を検討していきますが、現段階では、市民利便の向上を優先し、請求者が保護者である当該申請について、先行して電子申請導入を進めます。

取組内容
（計画・実績）

年度

R5

R6

R7

R8

R9～12の取組

計画

→実現の可能性について関係各課と検討

→先進都市の実態調査

○環境設定

○オンライン手続きの開始

◎オンラインによる手続きの実施・普及

継続実施

実績

○環境設定

○オンライン手続きの開始

◎オンラインによる手続きの実施・普及

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止

進 捗

①

凡例

①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし

効果

電子申請の切り替えにより、

- ・保護者の手書きによる負担の軽減、手続きそのもののスピード向上により申請者の利便性向上
- ・書類取りまとめを行う園の負担軽減
- ・行政内部では、紙帳票からの転記が不要となり、かつ転記誤りの防止 などが図れると考えております。

※一方、①電子化により保護者が直接市へ請求する流れとなるため本人確認をどのように実施するか、②請求にあたり園の証明書が必要となるため、園での証明書作成や職員による内容チェックをどう効率的に実施していくかが今後の課題となります。

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－2－2
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		施設等利用費請求における電子申請対応				
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	環境設定を行い、一部の施設に在籍する保護者が導入し、250件の実績がありました。 令和6年度では導入する保護者の拡大を目指します。				
	R6	各施設にオンラインによる手続きの普及を行い、約900件の実績がありました。				
	R7					
	R8					
指 標	年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
①全体の申請におけるオンライン申請の割合 ②導入による削減時間	計画①		10%	80%	100%	
	計画②		22時間	174時間	217時間	
	実績①	4%	60%			
	実績②	7時間	105時間			
局 名	こども未来局		所管課	幼児教育・保育支援課		
				第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)	—	

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－２－３

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

各種届出書の電子申請化

現状等

従前より、関係事業者から添付書類のない簡易な届出書などの電子化の要望がありましたが、国の規則により定められた様式に押印欄があったことから電子化不可との回答となっていました。しかしながら、全国的な各種届出書類の押印見直しにより、ほとんどの書類が押印不要となったため、電子化への見直しが可能となっています。

取組概要
(前期計画)

生活衛生関連法規や医療法、医薬品医療機器等法による各種届出書のうち、制度上資格の照合や図面の確認などが必要で電子化が困難な書類を除き、添付書類の必要ない簡易な届出書など電子化が可能な届出を精査し、関係機関と調整をとりながら電子化を目指します。

取組内容
(計画・実績)

年度

R5

R6

R7

R8

R9～12の取組

計画

△各種届出書の洗い出し
△県等関係機関との調整
△申請システム調整・構築
○電子化できるものから順次実施

→

→

→

○電子化実施

→継続実施

→継続実施

→継続実施

実績

△各種届出書の洗い出し
△県等関係機関との調整
△申請システム調整・構築
○電子化できるものから順次実施

→

→

→

○2件の申請について電子化

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止

進 捗

②

凡例

①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし

効果

一部でも可能な部分から届出書を電子化することにより、事業者が来所しなければならない機会を減らすことができ、事業者の負担を軽減することができます。現在は一部郵送による提出も可となっていますが、提出や返信用の郵送料を事業者が負担していることから、それらの軽減も可能となります。また、データが電子化されることから、毎年提出を求めているものについては前年との比較が容易になり、担当課の事務負担が軽減します。

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－２－３
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		各種届出書の電子申請化					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	2件の申請について、電子化を実施いたしました。（①取扱処方箋数届書 ②医療法人決算届出書） ①全180件の届出のうち、98件がオンライン申請を利用いただきました。 ②国のシステム変更に伴い、オンライン申請が可能となっています。全320件の届出のうち、6件オンライン申請を利用いただきました。					
	R6	新たに2件の申請について電子化を実施したので、計4件の申請が電子化されました。 （新たな2件：①コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届 ②登録事業実績報告書） ①全2件の届出のうち、オンラインでの届出はありませんでしたが、オンラインでの手続きが可能となりました。 ②全48件のうち、16件についてオンラインで提出されました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
電子化された書類の種別数		計画	—	令和8年度までに 5件	令和8年度までに 5件	令和8年度までに 5件	
		実績	累計2件	累計4件 (前年比+2件)			
局 名		保健福祉長寿局		所管課	生活衛生課・保健所清水支所		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)	—	

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－2－4
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	6 事務事業の見直し

取組項目	公害関係法令に関する届出書の電子受付の推進					
現状等	公害関係法令に関する届出手続きは、令和3年度から電子メールにより届出書を受け付ける取組を行っていますが、届出者の多くは、来庁して紙媒体の届出書を提出しています。さらに、案件ごとに記載事項が異なるため、届出書の提出時には窓口において、職員が届出者へヒアリングや指導等を実施しています。					
取組概要 (前期計画)	届出書の処理に関する負担軽減に向け、 (1) オンラインによる届出書のヒアリングを実施します。 (2) 多くの事業者から電子ファイルによる受付が可能な枠組みを整備します。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎オンライン・ヒアリングの実施 △電子受付システムの検討	→継続 ◎システム運用開始	→継続 →継続	→継続 →継続	継続実施
	実績	◎オンライン・ヒアリングの実施 △電子受付システムの検討	→オンライン・ヒアリングの実施 △電子受付システムの検討			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	③	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効 果	(1) 届出者がオンラインでヒアリングを受けることにより、届出者は来庁することなく円滑かつ適切に届出書を作成することが可能となります。また、市は資料等を確認しながら指導が実施することで、計画的かつ正確な届出書事務を遂行できます。 (2) 電子受付の件数が増えることで、紙媒体による届出書管理の負担軽減が図られます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－２－４

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性

6 事務事業の見直し

取組項目

公害関係法令に関する届出書の電子受付の推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

<オンライン・ヒアリングの実施>

事前に事業者からメールで届出書の案を送付してもらい、内容に不備がないか確認した。不備があった場合、その内容を修正してもらうよう電話・メール等で連絡しました。

<電子受付システムの検討>

電子受付に適している届出の種類を検討した。電子受付システムの具体的な取組手法、事業者への周知方法等の検討は業務改革アドバイザーを活用し進めていく予定です。

R6

<オンライン・ヒアリングの実施>

事前に事業者からメールで届出書の案を送付してもらい、内容に不備がないか確認した。不備があった場合、その内容を修正してもらうよう電話・メール等で連絡しました。

<電子受付システムの検討>

年間の届出件数が約300件ある特定建設作業実施届出書の電子受付を検討しました。現在郵送・メール・窓口で受け付けていますが、外部アドバイザーと事務フローを見直し、電子申請を前提とした理想の業務フローを作成しました。
LoGoフォームを導入することで、窓口対応の負担軽減が期待できます。
本届出は項目数が多いため、入力しやすいフォームとなるよう実証実験を行い、電子受付の導入を目指します。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値オンライン・ヒアリング及び
メールによる事前相談の件数

計画

20件

30件

40件

50件

100件

実績

23件

126件

局 名

環境局

所管課

環境保全課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	国土法及び公払法の電子申請届出による事務処理効率化					
現状等	開発審査課では、国土法と公払法の届出について、主に対面での受付を行っています。（令和3年は約180件）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい生活様式への対応が求められることとなり、用紙をホームページからダウンロードしていただき、電子申請利用を依頼するなどの取組をしてきたところです。しかし利用は低調で令和3年の電子申請は6件で、全体の3%程度であることから、さらなる普及啓発に向けて広報や窓口での案内などの様々なPRをする必要があります。					
取組概要 （前期計画）	電子申請届出の利用を促進します。電子申請が全体届出件数の10%になるように周知を行い、市民の利便性向上及び窓口の負担軽減と事務効率化を実現します。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎電子申請の実施・普及 ◎促進のための啓発	→	→ ○進捗確認、周知 方法の検証	→ ◎周知開始	継続実施
	実績	◎電子申請の実施・普及 ◎促進のための啓発	→			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	①	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	オンラインによる手続きにより、市民の利便性向上及び受付窓口の負担軽減が図れるため、市民ニーズにあったサービス提供ができます。また24時間いつでも届出可能で、来庁の手間が省けるなどのメリットがあります。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－2－5
-----	---------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		国土法及び公拡法の電子申請届出による事務処理効率化					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	・市ホームページの国土法と公拡法の各ページ内において、電子申請が可能であることの記載と申請フォームへのリンクを掲載しました。 ・窓口において電子申請を案内する張り紙を掲示しました。 ・届出に関する問い合わせを受けた際に、電子申請が可能であることを案内しました。					
	R6	・市ホームページの国土法と公拡法の各ページ内において、電子申請が可能であることの記載と申請フォームへのリンクを掲載しました。 ・窓口において電子申請を案内する張り紙を掲示しました。 ・届出に関する問い合わせを受けた際に、電子申請が可能であることを案内しました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
利便性が向上した方の割合 (電子申請による届出件数の割合)		計画	4%	5%	6%	7%	10%
		実績	8%	25%			
局 名		都市局		所管課	開発審査課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	6 事務事業の見直し

取組項目	区役所窓口変革の推進					
現状等	総務省が令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、基幹系システム（主要20業務）の標準化・共通化（令和7年度目標）等を推進しています。市では、現在、「静岡市デジタル化推進プラン」を基に作業を進めていますが、区役所としてもICTを活用して「市民の利便性向上」と「区役所業務の効率化」を両立するスマート区役所の実現に向け、令和2年度から国の動きに先駆けて検討を進めています。令和3年度からは、3区合同のプロジェクトチーム（3区役所28課と本庁11課の計39課9分科会で構成）を編成し、スマート区役所の実現に向け取り組みました。（電子申請システムの活用可否の検討等） 令和6年度からは、市政変革研究会デジタル行政分科会や区役所窓口変革推進プロジェクト（スマート区役所プロジェクトを継承）において、窓口における徹底した業務見直しを行った上でデジタル技術を活用した改善を実施し、職員の業務効率化及び市民の利便性向上に向け取り組んでいくこととなりました。また指標についても、これまでの指標（電子申請が可能となった手続数）を見直し、新たな指標を検討中です。					
取組概要 （前期計画）	・電子申請システム活用の可否を検討し、可能なものは、LoGoフォームやぴったりサービスなどの導入を進めます。 ・基幹系システムの標準化及び周辺システムの改修に係るものについては、基幹系業務情報システム標準化プロジェクトと連携、役割分担を行い、標準化の作業の中でスマート区役所の実現を図ります。 ・基幹系システムに関係しない取組事業のうち、電子申請システムが活用できないものについては、プロジェクトチームで検討を進め、本庁課での実現を支援します。 ・窓口業務について、まずは現場の実態に合わせ徹底した業務の見直しを行い、デジタル技術の導入により更なる効果が見込まれるものについて、最適な手法を検討した上で改善を実施します。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎電子申請システムによる申請等の電子化 △検証・見直し	△窓口業務の調査・改善検討 ◎窓口の実態に合わせた業務見直し ○デジタル技術を活用した改善実施	→ → ◎デジタル技術を活用した改善実施	→ → →	
	実績	◎実施	△一部窓口の調査、検討の実施 ◎おくやみ窓口での業務見直しの実施 ○一部業務のデジタルを活用した改善の実施			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	デジタル技術の活用により「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続が可能になるなど、市民の利便性が向上します。窓口対応時間や各種作業の処理時間の削減を推進し、ひいては職員の時間外勤務の縮減やワークライフバランスの実現が期待できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－３

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性

6 事務事業の見直し

取組項目

区役所窓口変革の推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

- 電子申請システム活用可否の検討を行い、活用が可能な事業からLoGoフォーム等の電子申請の導入を進めました（取組事業54事業中、9事業導入）。
- 基幹系システムの標準化等については、基幹系業務情報システム標準化プロジェクトと連携し、標準化作業を進めました。
- 電子システムが活用できない事業については、本庁課と連携しながら、プロジェクトチームにおいて市民の利便性向上及び区役所業務の効率化に向けた検討を行いました。
- 市民目線、職員目線双方からの窓口における課題を洗い出すため、窓口BPRアドバイザーを活用したワークショップや窓口職員（市政変革研究会）による放談会等を実施しました。

R6

- 一部の窓口業務の現地調査や業務フローの作成を通じて、業務の可視化による課題抽出と改善検討を行いました。
- 窓口の実態に合わせた業務見直しについては、おくやみ窓口の3区の申請様式や運用方法の違いを比較し、様式の統一を図りました。現行（As-Is）、実現可能（Can-Be）、理想（To-Be）の業務フローを整理し、議論を重ねました。共通情報が自動転記される統一様式のエクセルファイルを作成し、実証に向けて3区のおくやみ窓口の詳細な業務フローを可視化しました。
- デジタル技術を活用した改善の取組として、職員による検証を計画・実施しました。その結果、データ入力による検索性の向上やシステム入力の効率化が期待できることが確認されました。一方で、タブレット入力への不慣れやデータの保存・削除に関するリスク対応といった課題も明らかになりました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値電子申請が可能となった手続数
※基幹系システムの標準化については各システム所管課で指標化

計画

各分科会の取組計画数の合計

各分科会の取組計画数の合計

検討中

検討中

実績

9事業

0事業
(令和6年度は、7年度以降の電子申請の実施に向けたBPRを実施)

局 名

総合政策局、総務局ほか

所管課

DX推進課、総務課、各区役所全課、本庁各関係課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

Ⅱ－３－１－１０

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－４
-----	-------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考：方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	窓口におけるキャッシュレス決済の導入					
現状等	キャッシュレス決済は急速に市民生活に浸透しており、今や身近な決済手段となっています。 行政のデジタル化の一環として、市民の利便性向上、国内外からの観光客等への対応、コロナ禍における感染症対策として、キャッシュレス決済を導入する必要があります。 令和３年度は、全庁に向けて導入意向調査を実施、重要政策検討会議を経て、今後の実施方針の決定、次いで導入計画の策定、予算要求等を行いました。 令和４年度は、会計室が取りまとめて導入する各区役所戸籍住民課等の窓口等に関する手続きや他導入予定窓口を含む合計３１窓口等における事業の進捗管理等を行いました。					
取組概要 (前期計画)	令和５年度は、日本平動物園をはじめとする観光施設など１１の窓口・施設に導入を予定し、令和８年度までに約１３０の窓口・施設への導入を目指します。 令和９年度以降も、順次各窓口・施設にキャッシュレス決済の導入を計画しています。 引き続き、導入予定窓口等の所管課と連携を図り、事業の進捗管理を行います。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎キャッシュレス決済の導入	→継続	→継続	→継続	→継続
	実績	◎キャッシュレス決済の導入	→キャッシュレス決済の導入			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	市民サービスの向上、国内外からの観光客等への利便性の向上、コロナ禍における感染症対策を図ることができます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－４
-----	-------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	４ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		窓口におけるキャッシュレス決済の導入					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	令和5年度は、9施設に導入しました。未導入の2施設については、所管課の事由により導入時期が令和6年度に変更となりました。また、令和6年度以降に導入を予定している施設所管課に対し、前倒しでの導入可否について協議を行い、令和5年9月30日付けでキャッシュレス決済導入計画を更新しました（導入窓口・施設の総数148→139）。					
	R6	令和6年度は、68施設に導入しました。所管課に対して導入状況の確認を行うなど、キャッシュレス決済導入計画の進捗管理を行いました。また、新たにキャッシュレス決済の導入を検討する所管課に対しては、これまでに得た知識や他の所管課における導入事例の紹介などの情報提供を行いました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
キャッシュレス決済の 導入窓口・施設数 ※（ ）内は累計		計画	11（42）	68（108）	4（112）	3(115)	（116）
		実績	9（40）	68（108）			
局 名		会計室		所管課	会計室		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		Ⅱ－3－1－11

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－５

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	電子契約の導入（契約課所管分）					
現状等	現在、本市の契約手続きは、契約課及び各課窓口にて受付け、紙書式のみで契約書を作成しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい生活様式への対応が求められることとなり、県内でも電子契約の導入が見受けられるようになってきました。（実証実験：R4.7県、一部導入：R4.10浜松市） 電子契約の導入に向け、他市等の状況を調査するとともに、庁内においても、業務（工事・コンサル・物品調達・清掃、賃借、保守点検などの各種委託業務等）の実施時期、財務会計システムや電子入札システムとの連携等について課題を整理する必要があります。 （令和3年度契約件数＝建設工事598件、建設コンサル478件、物品971件（内総価契約245件）					
取組概要 （前期計画）	令和4年度は、電子契約を既に導入している自治体への聞き取り等調査、システム業者への聞き取りを実施し、建設工事及び建設コンサル案件の電子契約実証実験を行いました。 令和5年度は、上期に契約規則等例規の検証・改正を行い、下期に建設工事及び建設コンサル案件について電子契約の導入を目指します（4月1日契約は除き、単年度契約に限ります。）。 令和6年度は、物品調達業務について導入し、また、各種委託業務について導入が可能か検討を進めていきます。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎建設工事・建設コンサルにおいて電子契約開始 △例規の検証・改正	→建設工事・建設コンサル継続 ◎物品調達において電子契約開始 △業務拡大の検討（各種委託業務）	→継続	→継続	→継続
	実績	◎建設工事・建設コンサルにおいて電子契約開始 ◎静岡市契約規則及び静岡市建設工事執行規則の改正	→建設工事・建設コンサル継続 ◎物品調達において9月より一部案件から電子契約開始 △業務拡大の検討（各種委託業務）			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	(1) ペーパーレス化 締結した契約書はデータとして保管・管理されるため、紙の契約書のような保管場所が不要となります。 (2) 契約業務の効率化 印刷や製本、押印などの必要がなく、契約はクラウド上で完結するため、作業効率が向上します。 (3) 契約相手側の負担軽減 電子契約は印紙税の課税対象とされず、契約相手側の事業者は収入印紙が不要となるほか、窓口への来庁が不要となり、市民の利便性が向上します。					

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		電子契約の導入（契約課所管分）					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	静岡市契約規則及び静岡市建設工事執行規則を改正し、電子契約に対応できるようになっております。その結果、令和5年10月以降に契約する工事、コンサル業務について、電子契約を実施することができるようになり、ペーパーレス化、契約業務の効率化及び契約相手方の負担軽減が図られております。実績としては、契約書作成対象数995件（工事、コンサル）のうち、電子契約締結数85件で電子契約締結率8.54%となっております。					
	R6	令和5年10月より、工事、コンサル業務において電子契約を開始し、ペーパーレス化、契約業務の効率化及び契約相手方の負担軽減が図られております。また、令和6年9月より物品調達の一部案件においても電子契約を開始し、更なる契約業務の効率化等が図られています。実績としては、工事、コンサルにおいて契約件数889件のうち、電子契約締結数485件で電子契約締結率54.56%となっております。物品調達においては電子契約対象件数77件のうち電子契約締結数29件で電子契約締結率37.66%となっております。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
電子契約の実施割合 (電子契約／契約書作成件数) ※当初契約に限る		計画	①建設工事・建設 コンサル業務各 5％（下期のみ）	①建設工事・建設 コンサル業務 30％ ②物品調達対象案 件のうち10％	①35％ ②20％	①40％ ②30％	①60％ ②60％
		実績	①建設工事 5.81％、建設コ ンサル業務 12.18％	①建設工事 45.38％、建設 コンサル業務 66.84％ ②物品調達 37.66％			
局 名		財政局		所管課	契約課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	４ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	税務業務におけるDXの推進					
現状等	デジタル化の急激な進展の中において、業務基盤を「紙」から「電子データ」へ移行することで行政運営の効率化を図り、人的・財政的負担の軽減を図ることが求められています。また、中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、市民サービスを維持・向上させ続けることが求められています。					
取組概要 (前期計画)	①国が進める自治体情報システムの標準化に対応するための標準準拠システムへの移行及び移行に伴う補完システム等の再構築や業務の見直しを行い、業務の効率化及び生産性の向上を図ります。標準準拠システム導入については、システム移行に関する課題整理及び解決方法を策定したうえで、円滑かつ安全な移行を実現し、速やかな本格稼働を目指します。 ②QRコード決済やRPA等のデジタル技術の活用により、業務の効率化や正確性の向上を図るとともに、市民の利便性の向上に資するサービスの提供を目指します。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	①標準準拠システムへの移行等 ○システム選定等 ②デジタル技術の活用 ○QRコード決済導入 ○RPA業務導入 △適用業務の洗い出し、検討	①標準準拠システムへの移行等 ○課題整理 ②デジタル技術の活用 ◎実施 →継続 →継続	①標準準拠システムへの移行等 ○現行システムデータ調査及び分析 ②デジタル技術の活用 →継続 →継続 →継続	①標準準拠システムへの移行等 ○現行システムデータ調査及び分析 ◎データ移行方法確定 ②デジタル技術の活用 →継続 →継続 →継続	①標準準拠システムへの移行等 ◎業者選定等 ◎入札業務 ◎業務執行管理 ◎速やかな本格稼働 ◎システム運用管理業務
取組内容 (計画・実績)	実績	①標準準拠システムへの移行等 ○RFI実施 ○計画修正 ②デジタル技術の活用 ○QRコード決済導入 ・固定資産税 ・軽自動車税種別割 ORPA業務導入 ・市税過誤納金還付事務全般 ・給与支払報告書他市回送事務	①標準準拠システムへの移行等 ○RFI実施 ○計画修正 ○次年度事業に係る仕様書及び概算金額作成 ②デジタル技術の活用 ◎QRコード決済導入 ・固定資産税 ・軽自動車税種別割 ・市県民税（普通徴収） ・再発行納付書（確定税額分） →RPA業務導入 ・市税過誤納金還付事務全般 ・eLTAX利用事業所用給与支払報告書提出案内往復はがきの電子化			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－６

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

税務業務におけるDXの推進

効果

保守運用経費の削減、業務の効率化及び生産性の向上により、作業時間の削減及び市民の利便性の向上が図られます。

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

①標準準拠システムへの移行等

- ・システム導入に係る情報提供依頼（RFI）の結果、目標や導入スケジュールの時点修正を行いました。またシステム事業者から移行要件として提示された標準的なデータレイアウトへの変換を主な課題と捉えて、現行システムの調査及び関係事業者との意見交換を継続しています。
- ・本市税務システムが、デジタル庁から移行困難システムの認定を受けました。

②デジタル技術の活用

- ・固定資産税及び軽自動車税種別割の納付書（当初発送分）について、eL-QRを利用した電子納付ができるようになりました。また、市県民税普通徴収の納付書及び再発行納付書（確定税額分）について、令和6年度からeL-QRが利用できるようにシステム改修を実施しました。
- ・市税過誤納金還付事務全般及び個人市民税における給与支払報告書の他市回送事務において、RPAを導入しました。

R6

①標準準拠システムへの移行等

- ・現行税務賦課システムデータ調査等に係る情報提供依頼（RFI）の結果、標準的なデータレイアウトへの変換を実現するために必要な既存システムデータの内容調査及び分析に係る業務概要を把握し、次年度事業実施に向け仕様書及び概算金額の作成が完了しました。次年度早々に公告し事業実施予定。
- ・国の通達により、移行困難システムから特定移行支援システムへの名称変更がありました。

②デジタル技術の活用

- ・市県民税普通徴収の納付書（当初発送分）及び再発行納付書（確定税額分）について、eL-QRを利用した電子納付ができるようになりました。
- ・eLTAX（エルタックス）利用事業所用給与支払報告書（給報）提出案内往復はがきを廃止し、eLTAXを利用した電子送付、LoGoフォームによる電子回答に変更しました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値

①標準準拠システム導入に係る事業の各年度実施完了数
②デジタル技術活用による業務改善の検討・導入

計画

②1件以上

①1件以上
②1件以上①1件以上
②1件以上①1件以上
②1件以上

①標準準拠システムの運用開始

実績

②4件

①1件
②3件

局 名

財政局

所管課

税制課、納税課、滞納対策課、市民税課
固定資産税課、清水市税事務所第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－７

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	営繕工事の現場監理におけるDXの推進					
現状等	営繕工事の現場監理のほとんどは、現場へ直接出向いて確認をおこない、施工計画書・施工図の承認は紙ベースの資料により実施しています。遠隔地の工事場所の場合は移動に時間がかかり、業務の実施が非効率となっています。また、土木工事に比べ、営繕工事における工事情報共有システム（ASP）の実績が少ない状況です。					
取組概要 （前期計画）	営繕工事の現場監理において、遠隔臨場を活用する工事の割合を増やし、工事監理業務の効率化を図ります。 受注者へ工事情報共有システム（ASP）導入のメリットを周知することにより、活用件数を増やし、システム上で施工図や施工計画書の承認による業務の効率化、ペーパーレス化に取り組みます。 タブレット等の活用を検討し、工事監理における図面・設計書・資料のペーパーレス化につなげます。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	○受注者へのASP・遠隔臨場活用の働きかけ ○工事監理におけるタブレット等の活用検討	→	→	→	→
	実績	○受注者へのASP・遠隔臨場活用の働きかけ ○工事監理におけるタブレット等の活用検討	○受注者へのASP・遠隔臨場活用の働きかけ ○工事監理におけるタブレット等の活用検討			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	①	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	営繕工事におけるデジタル技術の活用により、工事監理の事務の効率化が図ることができます。また、ペーパーレスの推進により、行政内部業務のデジタル完結の実現につながります。受注者へのASP・遠隔臨場の取組みへの働きかけにより、建設業界におけるDXを推進させることができます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－７

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		営繕工事の現場監理におけるDXの推進					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	令和5年度の工事件数51件のうち、仮称環境保健研究所建設工事外6件において、受注者へのASPと遠隔臨場の取組みを働きかけることにより、建設業界におけるDXの推進を計画通り実施し、実績は13%となりました。					
	R6	令和6年度の工事件数40件のうち、蒲原小中一貫校校舎建築工事外4件において、受注者へのASPと遠隔臨場の取組みを働きかけることにより、建設業界におけるDXの推進を計画通り実施し、実績は13%となりました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
ASPまたは遠隔臨場を実施した工事の割合		計画	10%	10%	15%	15%	30%
		実績	13%	13%			
局 名		都市局		所管課	公共建築課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	市立こども園ＩＣＴ化の推進					
現状等	市立こども園では、大多数の園業務がＩＣＴ化されておらず、保育教諭の業務効率が低くなっています。一方で多様なニーズを持つ園児・保護者の増加に比例して業務量は増えており、人的資源の制約がある中で一層の業務効率化が必要とされています。 【保育教諭】こども園には、職員室に園長や事務員が使用する市政PC等が数台配備されているのみであるため、保育教諭が勤務時間中にPCを使用することはままならない状態です。保育教諭にとって園児の登降園・出欠管理や、保育日誌等の作成といった事務作業は、手書きが前提となっています。 【保護者】連絡帳や園便りなどの園から保護者への連絡手段は、紙媒体のものが多くを占め、保護者が園での子どもの様子を確認するには、園に掲示されている保育記録を見るしかないので、保護者にとって利便性が高い状況とは言えません。 【園児】ICTツールが保育室に配備されていないことから、園児向けの教育保育にICTを取り入れられる環境にありません。					
取組概要 (前期計画)	市立こども園全園に、保育業務支援システム及び端末導入、ネットワーク環境の整備を行います。 (１) 保育業務支援システム：全園導入 下記のこども園業務のICT化を行います。 ・園児登降園及び出欠席管理業務 ・保育日誌等の帳票作成業務（静岡市様式活用） ・保育中の様子、連絡帳などの保護者連絡業務 ・園児情報管理業務 ・その他こども園運営業務等 (２) システム操作端末：１クラスにつき１台導入 ICT化される業務（出欠管理・保育日誌作成等）はクラス単位で行うため、１クラス１台端末を導入します。また、端末を園外機関とのオンライン交流などのツールとして園児に対する教育保育へ活用します。 (３) ネットワーク環境構築：全園実施 職員室や保育室等でシステムが使用可能となるようWi-Fiを園舎全域に整備します。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎保育業務支援システム及び端末導入 ◎ネットワーク環境構築 ◎保育業務支援システム稼働開始	→保育業務支援システム稼働	→保育業務支援システム稼働	→保育業務支援システム稼働	→保育業務支援システム稼働
	実績	◎保育業務支援システム及び端末導入 ◎ネットワーク環境構築 ◎保育業務支援システム稼働開始	→保育業務支援システム稼働			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	【保育教諭】システム導入により、園児の出欠席及び登降園管理業務が自動化されます。また、運用中の保育日誌等の静岡市様式をデジタル化させることにより手書き作業が減り、業務効率向上、事務時間削減に繋がることから、園児と向き合う時間が創出され、結果として教育保育の質が向上します。 【保護者】園との連絡機能により連絡帳や子どもの保育中の様子が、いつでも・どこでもスマートフォンアプリから確認することが可能となるため利便性が向上します。 【園児】教育保育の中にもシステム操作端末を活用することにより写真や動画撮影及び視聴が場所を選ばずに行えたり、園同士はもちろんのこと、園と外部機関のオンライン交流が可能となります。教育保育の幅を広げることに繋がり、小学校からのICT教育を控える園児にとっては、ICTに触れる機会が生み出されるといった効果も期待できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－８

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

市立こども園ＩＣＴ化の推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

保育業務支援システムを導入し、令和6年1月31日から各園において稼働を開始しました。令和5年度は園児の出欠席及び登降園管理のみをシステムで行いました。これにより、各園において朝の電話連絡対応時間が削減されました。しかしながら、システムが限定的な利用であること、稼働日が1月末のため実質の稼働期間が2か月であったことから目標の削減時間数には到達しませんでした。また、職員がシステムの操作に慣れるのに時間がかかり、5歳児向けのICTツールを活用した教育保育活動にまでは及びませんでした。

今後は、令和6年7月から連絡帳機能の利用を開始することで、これまで手書きで行っていた作業時間の削減が見込まれます。機能の利用開始時には、機能ごとの職員向け操作マニュアルを配布し、ICTツールの活用を進めていきます。

R6

令和6年度は7月から乳児の連絡帳をシステムで行うよう変更しました。紙の連絡帳の際は、降園時に保育者と保護者で行っていた手渡しの確認が行われなくなったことにより、時間が削減できました。1月からは乳児連絡帳への写真の添付及び幼児お知らせボードの電子化を行い、iPadで撮影した写真をそのまま配信できるようになり、時間が削減できました。

年間の削減時間が目標未達成となった要因は、iPadの配備台数が対象職員800人に対して327台であり1人当たりのシステムの利用時間が制限されていることです。今後は、iPadの確保に努めていきます。

5歳児向けのICTツールを活用した教育保育活動については、各園同士でテレビ電話を使用した交流を行うことや、動画撮影を利用し発表会等の振り返りに利用する等多くの園で活用できましたが、職員のICT活用スキルや認識に差があるため、一部の園で実施に至りませんでした。今後は全園の5歳児で利用できるよう職員研修時に周知していきます。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値

①保育業務支援システム導入
②システムを使用する園職員の年間事務時間削減時間数の合計（令和3年度年間事務時間の実績値：224,000時間）
③ICTツールを活用した教育保育活動（園外機関とのオンライン交流等）を体験した5歳児の割合

計画

①導入
②12,000時間
③100%

①継続
②48,000時間
③100%

①継続
②64,000時間
③100%

①継続
②64,000時間
③100%

①継続
②64,000時間
③100%

実績

①導入
②190時間
③0%

①継続
②19,620時間
③93.6%

局 名

こども未来局

所管課

こども園運営課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	保育料等における納付機会の拡大（キャッシュレス決済、コンビニ納付の導入）					
現状等	・当課が所管する子ども・子育て支援システムでは、保育料（市立こども園及び私立保育所）、延長保育料（市立こども園）、給食費（市立こども園）の納付書を毎月発行しています。（年およそ11,000件） ・キャッシュレス決済やコンビニ納付が市民生活に浸透し、身近な決済手段となっている中で、保育料等の納付書払いについては、金融機関の窓口等に直接出向く必要があり、市民にとって負担であるとともに、納付の遅延や納付機会を逸する要因となっています。					
取組概要 （前期計画）	令和7年度末までに実施する地方公共団体情報システムの標準化と併せて、保育料等の納付におけるキャッシュレス決済、コンビニ納付の導入を目指します。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	△調査・検討 ○システム標準化 対応と併せて調達	→	→	◎実施	
	実績	△調査・検討	△調査・検討			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	③	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	キャッシュレス決済及びコンビニ納付の導入により、市民の利便性が向上し、保護者の負担を減らすことができる。また、納付機会の拡大により、滞納者の納付促進など収納率の向上が期待できます。 一方、保育料等の口座振替利用者は約9割となっており、今後、納付書払いの利便性が向上することにより、新規入所者の口座振替申込に影響する可能性も懸念されます。					

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考：方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		保育料等における納付機会の拡大（キャッシュレス決済、コンビニ納付の導入）					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	令和7年度末の標準化移行に向けて、現行システムと標準化後のシステムの差異を確認し、キャッシュレス決済等の導入に向けて検討を行いました。 しかしながら、標準準拠システム移行作業は、システムベンダとの協議により、令和6年度からの一部実施となったため、併せて実施予定のキャッシュレス決済等の調達も移行作業に併せて実施していきます。					
	R6	標準化移行に向けて、システム環境構築を実施し、キャッシュレス決済等の導入検討を行いました。 計画を下回った理由は、当初の予定では令和7年度末までに標準準拠システムへ移行し、併せてキャッシュレス決済も実施する想定でしたが、システムベンダよりシステム移行が一年遅延するとの連絡があり、キャッシュレス決済の導入・調達ができなかったためです。 今後の対応については、キャッシュレス決済等の調達も遅延する移行作業と併せて実施していきます。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
督促状発行の減少（抑制）率 （対前年比）（※口座振替以外）		計画	－	－	－	▲0.5%	
		実績	－	－			
効果額の 積算方法		<収入増額> ・R3年度実績 督促状発行件数：2,094件 ・1件当たりの督促平均額10,837円/件（R3年度実績） ⇒ ▲0.5%に相当する件数及び金額：42件、455千円 <削減額> ①システム改修経費 ▲4,300千円 ②収納代行手数料 年900件 × 59円（※） = ▲54千円 （※）市税のコンビニ収納単価を参考に試算。 ※現時点で効果額はマイナスであるが、全庁的にキャッシュレス決済やコンビニ納付への対応を進めている中で、市民の利便性向上のため、保育料等についても足並みを揃えて対応していく必要があると考えております。					
局 名		こども未来局	所管課		こども未来課		
					第3次後期実施計画個票No. （継続取組のみ）		－

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１０

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性

4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

各区子育て支援課と児童相談所の連携の強化及びシステム化による事務効率向上

現状等

年々、本市における児童虐待対応件数は増加傾向を示しており、児童相談体制の更なる充実が求められています。

【児童相談所の現状】

①児童相談所で運用している児童相談システム（課独自システム）について、サーバーダウンなど、運用上の不具合も頻発し、システム更改・導入が必要な状況にあります。

②紙媒体での各種様式や記録の作成、決裁による簿冊保管がほとんどであり、業務上の非効率及び非常に高度な個人情報を取り扱っているため情報セキュリティの面や大量の保管文書を取り扱うことによる検索の非効率性の面でも課題があり、職員の事務負担が大きく、本来の相談支援業務に支障が出ています。

【各区子育て支援課の現状】

①本市では各区子育て支援課と児童相談所との間の児童情報共有に係るシステム環境が整備されておらず（電話による口頭での情報交換やExcelファイルによる簡易的な共有のみ）、情報交換に際して多大な時間や労力がかかっています。なお、他の政令市では、各区と児童相談所における児童相談システム一体化による情報共有が既に導入されています。

②児童情報を管理するシステムはなく、紙媒体による簿冊管理がほとんどであり、業務上の非効率及び非常に高度な個人情報を取り扱っているため、情報セキュリティの観点からも問題があり、職員の事務負担が大きく、本来の相談支援業務に支障が出ています。

取組概要
(前期計画)

各区子育て支援課と児童相談所の連携強化及び相談体制強化として以下の項目に取り組みます。

①現行システムの更改に合わせて、各区子育て支援課と児童相談所での児童記録の相互閲覧、紙媒体簿冊の電子化等の機能を備えた一体化システム等を整備します。

②電子媒体を用いた会議へのオンライン参加や一体化システム導入により、移動や書類作成・情報検索等に係る職員の事務負担を軽減します。

取組内容
(計画・実績)

年度

R5

R6

R7

R8

R9～12の取組

計画

△システム開発

◎システム導入
(9月～)

→

→

実績

△システム開発

◎システム導入
(9月～)

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止

進 捗

②

凡例

①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし

効果

情報共有の無駄を省いた最適化による各区子育て支援課と児童相談所との連携強化及びICTの活用による、書類管理・文書削減に伴う事務の効率化から、より児童に寄り添った質の高い相談支援業務が期待されます。

第4次行財政改革前期実施計画個票			No.	Ⅱ－1－10
基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える			
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	

取組項目		各区子育て支援課と児童相談所の連携の強化及びシステム化による事務効率向上					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	児童相談システムの開発委託について、令和11年9月までのサーバリース及び保守契約を含めた総合評価方式にて入札を実施したところ、シャープマーケティングジャパン株式会社が89,870千円で落札し、契約しました。 契約後、当該システムを使用する児童相談所及び各区子育て支援課家庭児童相談係（現こども家庭センター）の職員が、契約業者とシステム開発にかかる検討を実施しました。					
	R6	児童相談システムの開発委託契約の実施に伴い、令和5年度に引き続きシステム開発に係る検討及び検討内容を反映したシステムの開発を行いました。 開発されたシステムのテスト運用を令和6年8月から9月中旬にかけて実施し、9月27日から正式に運用を開始しました。これにより、これまで電話連絡により実施していた虐待通告に係る対象児童に関する児童相談所とこども家庭支援センターとの情報共有を児童相談システム上で行いました。 児童相談所とこども家庭支援センターとの情報共有時間の削減時間数（対応1件あたり延べ1時間と見込む）の実績値が計画指標を下回っていますが、これはシステム稼働後に生じた虐待対応件数が想定を下回ったことによるものです。虐待通告等に対する個別対応時には、システムを活用した迅速な情報共有によって虐待通告に対する対応方針を速やかに検討することができました。 今後も引き続きこども家庭支援センターとの情報共有を児童相談システム上で実施し、児童虐待事案に迅速に対応していきます。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
各区子育て支援課職員と児童相談所との情報交換に係る時間の削減時間（令和2年度虐待対応件数を基に算出）		計画	-	390時間減	669時間減	669時間減	-
		実績	-	295時間減			
局 名		こども未来局		所管課	児童相談所・こども家庭福祉課・各区子育て支援課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)	—	

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１１

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

連絡アプリを活用した保護者と市立小中学校との情報共有

現状等

現在、市立小中学校に通学する児童生徒の欠席・遅刻等の連絡は、保護者からの電話、友人等による欠席連絡票等により、学校へ伝達されています。このため、風邪の流行期等では、学校への電話が混雑し、連絡待ちが生じたり、欠席理由等の伝達のために多くの時間が割かれたりするケースがあります。

一方、学校から保護者への諸連絡は、テキストメールの配信システム（ファイル添付不可）も併用していますが、詳しい情報は、児童生徒を通じたプリント（紙）の配布で行っています。このため、児童生徒から保護者へプリント記載の詳しい情報が確実に伝わったか確認できない状況となっています。

取組概要
(前期計画)

市立小中学校に通学する児童生徒の保護者が、時間に拘束されずに学校へ欠席・遅刻等の連絡ができるように利便性を高め、欠席・遅刻等の状況を学校が迅速に把握できるよう効率性を確保します。さらに、学校から保護者への諸連絡（例えば、学校だより）にファイル添付を可能として印刷等の内部事務の負担軽減を図ります。これらにより子どもと向き合う時間を創出するため、令和5年度を目途に、連絡アプリを活用した連絡手段を運用することを目指します。

取組内容
(計画・実績)

年度

R5

R6

R7

R8

R9～12の取組

計画

◎ 連絡アプリの運用

◎ 教員への周知（研修、情報提供等）

→ 継続

→ 継続

→ 継続

実績

◎ 連絡アプリの運用

◎ 教員への周知（研修、情報提供等）

→ 継続

→ 継続実施

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止

進 捗

②

凡例

①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし

効果

①市立小中学校に通学する児童生徒の保護者が、開校時間に拘束されずに学校へ欠席・遅刻等の連絡ができるように利便性を高められます。（サービスの向上）

②欠席・遅刻等の状況を学校が迅速に把握でき、学校から保護者への諸連絡にファイル添付（例えば、学校だより）を可能とすることで、印刷等に必要なる事務経費が削減できるだけでなく、保護者へプリント記載の詳しい情報が直接伝わる手段を確保できます。（事務経費の削減、サービスの向上）

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１１

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

連絡アプリを活用した保護者と市立小中学校との情報共有

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

- ・市立小中学校全校で欠席連絡アプリを導入しました。
- ・保護者に対する利用満足度アンケート調査を実施しました（抽出校）。
「欠席等の連絡が便利」95%、「学校からのお知らせの受信が便利」97%
- ・学校でも「学校だより」や「学年の行事に関するお知らせ」等のペーパーレス化で事務作業が軽減されました。

R6

- ・保護者に対する利用満足度アンケート調査を実施しました（抽出校）。
「欠席等の連絡が便利」94%、「学校からのお知らせの受信が便利」97%
- ・学校でも「学校だより」や「学年の行事に関するお知らせ」等のペーパーレス化で事務作業が軽減されました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値保護者がアプリを便利である
と感じた割合（抽出調査）

計画

70%

75%

80%

85%

100%

実績

95%

94%

年度

R5

R6

R7

R8

合計額

効果額

削減額
(千円)

計画

6,083

7,604

7,604

7,604

28,895

実績

6,083

7,604

効果額の
積算方法

<削減額>

現行テキストメールの配信システム維持管理経費 R5 3,828千円

後継システム構築費 R5 2,255千円

後継システム維持管理費 R6～R8 7,604千円

※ なお、各学校では、年度更新に際し、各児童生徒に対して、本人認証のための二次元コードの入ったプリントを配布する必要があること、学校・学年・組・氏名のデータをシステムにアップデートする作業が発生するが、従前の作業量と大きな乖離はないため、経費増とはしない。

局 名

教育局

所管課

教育センター

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－１２－１
-----	----------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	インターネットの動画配信を利用した食品衛生責任者実務講習会の実施					
現状等	食品関係事業者等は、自治体等が行う講習会を受講することにより、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めなければならないとされています。本市が行う食品衛生責任者を対象とした講習会として許可期限満了の際に開催する実務講習会がありますが、コロナ禍以降は集合形式での講習会の実施が難しくなっていることから、動画配信を利用した講習会の実施が必要となっています。					
取組概要 (前期計画)	食品衛生責任者に食中毒予防等に関する最新の知識を提供するため、令和6年度中にシステムの運用開始を目指します。状況に応じて随時改善しながら、食中毒発生防止に努めます。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	△システム構築	◎動画配信を利用した実務講習会の実施	→	→	
	実績	△システム構築済	◎動画配信を利用した実務講習会の実施			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	受講者にとって時間の制約がなくなることを受講率の向上が見込まれます。繰り返し受講できる仕組みにすることで、衛生管理の重要点を再確認することができるようになり、食中毒予防や異物混入対策につながります。動画配信により集合型の実務講習会を開催する必要がなくなる事で事務の効率化が図れます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１２－１

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

インターネットの動画配信を利用した食品衛生責任者実務講習会の実施

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

令和6年度からの実施に向け、配信動画の作成・選定（計12本）及び案内チラシの作成を行いました。
また、講習会の受講済証を電子で申請受付～発行ができる体制を整えるため、ログフォームによるシステムを構築しました。

R6

令和5年度に構築したログフォームによるシステムを用い、許可更新手続きを行った食品関係事業者等の食品衛生責任者を対象として実務講習を実施し、食中毒予防等に関する最新の知識を提供しました。合計156名が受講し、コロナ禍前に集合形式で行った実務講習会と比較して、受講者数が増加しました。（H29年度：130人、H30年度：118人）
R6の実務講習会の受講率については、受講率を引き上げるため、時間や場所等が制約されないインターネットの動画配信による受講を促したものの、結果として計画目標の30%を下回りました。
今後は、食中毒の未然防止に向けた衛生管理の重要性などについて、事故発生による経済的損失など、食中毒をより身近で重要な出来事として捉えてもらうリアルな情報の提供を通じ、講習会の受講意欲を高めていくような対応を検討し、実施していきます。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値

実務講習会の受講率

計画

—

30%

35%

40%

60%

実績

—

19.6%

局 名

保健福祉長寿局

所管課

食品衛生課、保健所清水支所

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１２－２

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

教職員の各種研修のオンライン化

現状等

教育センター・学校教育課においては、学校の教職員や学校に配置した会計年度任用職員を対象とした各種研修を行っています。集合で行うと各学校から研修会場までの移動が発生し、特に学校の所在地によっては負担が大きくなっています。また、看護職員等、専門性が高い会計年度任用職員については、職務のため学校を離れることが難しく、研修の機会確保が難しくなっています。

取組概要
(前期計画)

これまで集合で行っていた各種研修について、各学校から研修を受講できるよう、内容に応じてオンライン形式にて研修を実施します。

取組内容
(計画・実績)

年度

R5

R6

R7

R8

R9～12の取組

計画

○オンラインでの
研修実施→オンライン、オン
デマンドでの研
修実施

→

→

実施継続

実績

○オンラインでの
研修実施（38講
座中9講座）○オンラインでの
研修実施（38講
座中11講座）

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止

進 捗

②

凡例

①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし

効果

研修のための移動時間が削減できるとともに、研修機会が確保しにくい職員についても配置校を離れずに研修を受講できるため、資質の向上が図られます。また、移動時間が削減されることで、子どもと向き合う時間が確保されます。

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１２－２

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

教職員の各種研修のオンライン化

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

- 希望研修38講座のうち9講座をリアルオンライン方式で研修を実施しました。9講座のうち6講座は、受講者が対面方式とオンライン方式から選択して受講できるよう実施しました。
- 経年研修や希望研修において、端末機器を活用し、研修資料をデータで配布しました。

R6

- 希望研修38講座のうち11講座をリアルオンライン方式で研修を実施しました。11講座のうち6講座は、受講者が対面方式とオンライン方式から選択して受講できるよう実施しました。
- 経年研修や希望研修において、端末機器を活用し、研修資料をデータで配付するとともに、事後アンケートの入力回答を実施しました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値

オンライン研修の実施割合

計画

19%

21%

23%

25%

実績

23%

29%

局 名

教育局

所管課

教育センター・学校教育課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１３

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	市民の情報リテラシー向上					
現状等	近年加速しているデジタル化の恩恵を市民が等しく享受するためには、世代間におけるデジタル・ディバイドを解消する必要があります。このため、高齢者などのデジタルの利用に不安を感じる方に対する支援が求められています。総務省のデジタル活用支援推進事業や県のデジタルサポーター育成事業による支援があるものの、市内のデジタル・ディバイド解消には十分ではなく市独自で支援を行う必要があります。					
取組概要 (前期計画)	デジタル化が進む社会において、デジタルの利用に不安がある方々に対する支援として、スマートフォンなどの情報通信機器に触れる機会を設け、使い方を学べる講座を実施することで、自身での利用につなげるきっかけづくりを行うとともに、支援の規模や持続性の観点から、地域でデジタルに関する支援ができる人材の育成や活用などの調査・検討を進めていきます。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎情報リテラシー向上講座の実施	△支援人材の育成・活用の検討	→	→	
	実績	◎情報リテラシー向上講座の実施	◎人材養成ワークショップの開催			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	デジタルの利用に不安がある方々が情報通信機器の利用を体験しデジタルを活用するきっかけを作ることで、情報リテラシーの向上を通してデジタル社会の中で利便性を享受できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－13
-----	--------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		市民の情報リテラシー向上					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	LINEを中心としたスマートフォンの活用講座及びアフターフォロー相談会を、市内の一般参加者や自治会関係者に対して全32回実施しました。 なお、令和6年度以降の取組について、これまで実施してきたデジタルが苦手な方への講座は、国や民間等の取組が多く開催されていることから、今後は、地域で教え合える共助の仕組みづくりを目的に、ICTやデジタルの知識・スキルを持っている方を対象としてワークショップ等を開催し、地域のデジタル支援人材を養成していくことにしました。					
	R6	静岡シチズンカレッジ こ・こ・にの地域チャレンジ学部の講座として「スキルを活かす地域のデジタル人材養成ワークショップ（全4回）」を開催し、15人が修了しました。また、修了生をデジタル庁のデジタル推進員に応募し、全員が任命されました。修了生の活動と地域の支援ニーズのマッチングに取組み、デジタル人材による自治会等でのスマートフォン相談会や、翻訳アプリの講習会等が行われました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
情報リテラシー向上講座の実施	計画		30回	—	—	—	
	実績		32回	—	—	—	
地域のデジタル人材延べ人数	計画		—	12名	24名	36名	
	実績		—	15名			
局 名		総合政策局		所管課	DX推進課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		Ⅱ－3－1－6

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	都市計画情報デジタル化の推進					
現状等	現在、本市の都市計画情報の発信は、インターネットサービスによる提供、若しくは窓口等での対応という状況にあり、その情報を基にした業務は多岐に及んでいます。その中でも、窓口のみで対応する都市計画基本図等の提供、都市計画施設の後退指導及び地区計画の届出等は非常に需要が多く、相談案件も含めるとお客様の来課回数が年間1000回以上を数え、お客様と職員双方の負担増が課題となっています。 一例としては、都市計画施設の後退指導において、根拠となる紙ベースの指導図面は作成年次が古いうえ、縮尺も路線毎に異なる（S＝1：500～2,500）など、その精度の信頼性が十分とは言えず、事業実施時に補償等の大きなトラブルに繋がる恐れがあります。 このことから、都市計画情報のデジタル化の推進により、基本図データの適切な更新のもと、より正確で効率的な市民サービスの提供を目指す必要性が高まっています。					
取組概要 （前期計画）	①都市計画基本図等の提供方法を検討します。 ②都市計画基本図、後退指導図、都市計画図書及び地図情報等の整合性を検証し、後退指導図等の更新・デジタル化手法の検討をします。 ③都市計画法第53条に基づく建築許可、第58条の2に基づく地区計画の届出の電子申請化を検討します。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎デジタル化への検討、基本図や後退指導図等の整理	◎後退指導図データの更新（葵区・駿河区）	△都市計画図等整合性検証（事業完了区間）、後退指導図更新検討（課題整理）	△都市計画図等整合性検証（未整備区間）、後退指導図更新検討（課題整理、更新方針）	新システム運用・管理
	実績	◎デジタル化への検討、基本図や後退指導図等の整理	→デジタル化への検討、基本図や後退指導図等の整理			関連事業との連動
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	③	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	都市計画基本図や後退指導図等のデジタル化により、正確な情報を効率的に提供でき、利用者の利便性が向上します。更に、窓口業務の効率化に繋げることが可能となり、市民サービスの向上とともに職員人工の削減が期待できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１４

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性４ 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

都市計画情報デジタル化の推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

①他都市事例の調査や先進市への視察及び後退指導図整理を実施しました。既存後退指導図と都市計画図書等との差異が課題となっており、デジタル化に向け、課題の解決方法について検討を継続する必要があります。

②都市計画基本図（白図）について、「都市計画情報インターネット提供サービス」サイトにより、基本図と同程度の情報を自宅PCや庁内端末で確認・印刷できる旨を案内したチラシを作成し、窓口にて周知を開始しました。また、窓口で地図購入者へのアンケートを実施し、DX化を検討するための情報収集を行っています。

R6

①後退指導図等の整理及び更新・デジタル化への検討を継続して実施しました。デジタル化には後退指導図の精度が求められ、課題整理や更新方法の検討などに時間を要することが判明しました。

②窓口アンケートの結果、都市計画基本図の紙での提供を廃止しても問題ないと判断したため、データでの提供に移行しました。

③都市計画法53条に基づく建築許可及び都市計画法第58条の2に基づく地区計画の届出について、電子申請を開始しました。決裁システムとの連携や電子公印の導入など、全庁的な動きに合わせて運用を更新する必要があります。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値利便性が向上した方の割合
(デジタル化した後退指導図
等を利用した割合)

計画

—

—

—

—

90%

実績

—

—

削 減
人 員

計画

—

—

0.5人
(会計年度、再任用)1.0人
(会計年度、再任用)1.5人
(会計年度、再任用)

実績

—

—

局 名

都市局

所管課

都市計画課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	建築基準法第42条第2項道路のインターネット公開					
現状等	建築基準法第42条第2項道路（以下、「2項道路」という。）の情報は、①道路評価結果による2項道路への該当の有無が建築の可否に大きく影響する、②2項道路によるセットバック（敷地後退）方法が評価路線や建築位置により異なる、といった理由で、現在は、対面での位置確認、説明を行うため、窓口のみの閲覧としています。（現在、道路評価済件数は約5600件。年間約100件追加されています。） 閲覧方法は、窓口に備え付けられた地図で位置番号を探し、該当する番号の資料の内容を、職員が口頭で伝えています。					
取組概要 （前期計画）	現在、建築基準法上の道路種別は、一部（法第42条第1項3号から5号道路）の情報をインターネット公開しています。 道路種別情報は、「静岡市地図情報インターネット提供サービス」にて「静岡市指定道路図情報」として公開しているが、現在保有する2項道路の基本情報（位置の表示、2項道路該当の有無、評価番号）を追加で掲載します。 なお、詳細情報（道路幅員・延長、後退方法等）については、引き続き窓口で対応します。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	△既存資料の調査・精査	○データ登載	○データ登載	○データ登載	継続実施
	実績	△既存資料の調査・精査済	◎データ搭載			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	①	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	2項道路の情報をインターネットで公開することにより、来庁することなく情報が入手できるため市民の利便性が向上し、また、窓口での対応業務が減ることで職員の負担軽減が図れます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－15
-----	--------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考：方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		建築基準法第42条第2項道路のインターネット公開					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	既存資料約5,798件（R6.3月末時点）の2項道路評価の再チェックを行い、本来の2項道路以外の判定も含まれているため、公開できる情報かどうかの判定を行いました。公開できる2項道路情報として約2,050件と判断しました。 公開できる情報を、運用している指定道路管理システムのポリゴンデータと紐づけ作業を行いました。（ポリゴンデータと2項道路の判定の関連付け）					
	R6	個別GISでの2項道路、非道路を、現状データ化出来る全て（2項道路2,050件、非道路2,000件）を搭載しました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
2項・非道路のインターネット公開件数（累計）		計画	-	1,000件	2,000件	3,000件	R11年度までに 6,000件
		実績	-	4,050件			
局 名		都市局		所管課	建築安全推進課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－１－１６
-----	--------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	農道台帳の整備と運用のデジタル化					
現状等	農道台帳は紙ベースで管理をしています。庁内や市民等からの問い合わせに対しては農地整備課又は経済事務所の職員が窓口にある農道台帳を確認し回答していることから、閲覧したい市民は来庁する必要があり、職員は窓口での対応が必要となっています。また、他課が管理する台帳との情報の共有化やデータの加工といった多目的な利活用ができていません。					
取組概要 (前期計画)	市民等の利便性の向上及び窓口業務の負担軽減に向け、紙ベースである農道台帳のデジタル化をおこない、そのデジタル地図のPDFデータをホームページで公開します。 また、庁内での有効活用を目指しデジタル地図の共有及び提供をおこない、他情報と連携できる対応をします。					
取組内容 (計画・実績)	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	農道リストのデータ化	農道の現状調査 (台帳と現地の整合確認)	—	—	—
	実績	◎実施	◎実施 しずマップにて市HPに公開完了			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	①	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	・ 来庁の手間が減り、市民等の利便性が向上します。 ・ 職員の窓口業務に要する時間が削減できます。 ・ 庁内の業務におけるデジタルデータの利活用が期待できます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－16
-----	--------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		農道台帳の整備と運用のデジタル化					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	・紙ベース農道台帳の総量を把握しました（全467km）。 ・データ整備仕様（拡張子等）の検討を完了しました。 ・全国土地改良事業団体連合会の台帳作成指針との整合確認を完了しました。					
	R6	・農道台帳のデジタル地図のPDFデータをホームページで公開することから静岡市地理情報システム『しずマップ』で情報公開することに方針転換を行い、『しずマップ』での公開を開始しました。 ・『しずマップ』での運用を行いながら、継続して農道の現状調査を進め、精度の向上を図ると共にさらに詳細な情報（道路幅員の追加表示）の公開を行っていきます。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
ホームページ公開に向けた業務の進捗率		計画	25%	50%	75%	100%	
		実績	25%	100%			
局 名		経済局		所管課	農地整備課、葵・駿河農業施設管理事務所		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		-

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	3 積極的な情報発信

取組項目	オープンデータの推進					
現状等	行政が保有するデータをオープンデータ化し、積極的に提供することで、「行政の透明性・信頼性の向上」や「官民連携による公共サービスの実現・経済の活性化・行政の効率化」、「市民の利便性の向上・行政への市民参画の促進」が期待できます。 <参考>令和3年度時点の状況 ・オープンデータデータセット数：330種類 ・オープンデータリソース数（データ数）：5,284件 ・機械判読に適したデータ提供形式の割合：18% ・政府推奨データセット※の対応数：7種類 ※国がオープンデータの公開及び利活用促進に向けて、標準的なフォーマットを示したもの。（文化財一覧、イベント一覧など全22種類のデータ）					
取組概要 （前期計画）	①オープンデータの提供：庁内で保有するデータを精査し、随時、可能なデータからオープンデータ化して積極的に提供していきます。 ②オープンデータの活用：データを広く活用してもらうよう、政府が推奨するデータセット一覧を関係部署に周知し、対応を促します。またスマートシティやメタバースなど新しい価値の創出に向けて、産業、観光、文化事業等と連携して、データ活用を推進していきます。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎各課データの情報収集及び公開 →		→	→	継続実施
	実績	◎各課データの情報収集及び公開 →				
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	公開したオープンデータを行政や民間企業が活用することで、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげることができます。また、スマートシティ事業とも連携することで、地域における産業、観光、文化事業等の新しい価値の創出に結びつきます。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１７

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性

３ 積極的な情報発信

取組項目

オープンデータの推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

オープンデータカタログサイトの登録データの新規追加及びデータの更新を各課に依頼した結果、機械判読に適したデータ提供形式の割合が25.60%に向上しました。また、関係課とデータ提供形式を協議及び公開支援を実施した結果、政府推奨データセットの対応数が11種類に増加しました。

R6

オープンデータカタログサイトの登録データの新規追加及びデータの更新を各課に依頼した結果、機械判読に適したデータ提供形式の割合が36.96%に向上しました。また、観光政策課が実施した実証により得られた人流データについて、データサイエンスを専攻している大学教授と、データの公開フォーマットや利活用の可能性について議論を行い、実際に人流データの公開を実現しました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値機械判読に適したデータ提供
形式の割合

計画

20%

22%

24%

26%

34%

実績

25.60%

36.96%

政府推奨データセットの対応
数

計画

10種類

11種類

12種類

13種類

17種類

実績

11種類

11種類

局 名

総合政策局

所管課

DX推進課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

Ⅱ－３－１－２

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	3次元データを活用したまちづくりの推進					
現状等	現状のまちづくり（都市アセットの更新等）に関連する図面等の資料については、2次元表現が主流であり、資料の性質上、複雑で専門性も高いことから、知識や経験の異なる人々が同等に情報（ビジョン、構想、設計等）を共有することが難しくなっています。一方、人々の価値観や生活様式の多様化が進む中、まちづくりにおいても、様々な主体が参画し、公民共創による新たな価値・魅力の創出や持続可能性の追及が求められています。このため、新たなデジタル技術（点群データ、PLATEAU等）により3次元の都市モデルを構築し、都市空間を可視化することで、わかりやすく情報を発信・提供し、誰もがまちづくりに参画しやすい環境を作っていくことが必要です。現在、紺屋町商店街約240mの地上、地下部の地上レーダー測量（8,000㎡）を実施し、大学やコンサルタントの協力を得ながら、この点群データを活用したユースケースの検討などに取り組んでいます。					
取組概要 （前期計画）	点群データの取得やPLATEAUの活用により、都市空間の3次元モデルを活用したまちづくり関連資料を作成し、会議（ワークショップ等）や説明会などで、わかりやすく情報を発信・提供していくとともに、公民共創によるまちづくりを進めます。 また、ユースケースを調査・研究する研修会・勉強会の開催を通じて、まちづくりのデジタル化を牽引するデジタル人材の育成を行います。 ★データの活用方法の調査・研究（1-スクールの検討） ★点群データを取得し、3次元データを活用した資料の作成 ★ワークショップ等での活用 ★デジタル人材の育成（操作方法、事例紹介等研修、活用方法の研究、勉強会の開催）					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	△点群データ取得・収集 ○1-スクールの把握 ◎デジタル人材育成研修	→継続 →継続	→継続 →継続	→継続 →継続	まちづくりのプラットフォームとして活用
	実績	×点群データ取得・収集 ◎1-スクールの把握・創出 ◎デジタル人材育成研修の実施	→1-スクールの把握・創出 ●デジタル人材育成研修の実施			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止					
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	①会議・説明資料を3次元にビジュアル化（3次元モデル化）し、知識や経験の異なる市民等へわかりやすく情報を発信・提供（情報共有）することで、合意形成の円滑化、スピード化を促進します（市民参画の推進）。 ②3次元モデルに、人の回遊情報、公共資産、地価等のデータを重ねることで、さらなるデジタル化を推進し、可視化した根拠に基づく政策立案（EBPM）を実装化します。 ③オープンデータ化による「民間の技術力・アイデア」と「官が保有する情報」を掛け合わせた新たな付加価値を創造します（オープンイノベーション）。 ④デジタル技術を活用したユースケースの調査研究などによるデジタル人材を育成します。					

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１８

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

3次元データを活用したまちづくりの推進

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

【ユースケースの把握・創出】

- ・産官学が連携し紺屋町の点群データを活用したゲーム開発を実施し、アーバンデータチャレンジへ応募しました。（点群データ活用①）
- ・静岡駅南口再整備事業及び東静岡のまちづくりプロジェクトにおいて、ゲームエンジンを活用した3D空間をつくり、関係者間で合意形成しました。（点群データ活用②③）

【デジタル人材育成研修の実施】

- ・ハンディ3Dスキャナを職員で活用し、森下公園をバーチャル空間に再現しました。

R6

【ユースケースの把握・創出】

- ・静岡駅南口再整備事業において、ゲームエンジンを活用してVRコンテンツと動画コンテンツを作成、駅構内でオープンハウスイベントを実施し、駅利用者の合意形成に活用しました。（3D都市モデルの活用）

R7

R8

指 標

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値

点群データ活用件数

計画

—

—

1 件

3 件

4 件

実績

3 件

1 件

局 名

都市局

所管課

景観まちづくり課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

—

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	次世代交通の推進（旧静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト）					
現状等	人口減少・少子高齢化社会の進展とともに、公共交通の乗務員不足・高齢化や採算性の維持といった『移動サービスの持続性』が求められる一方、高齢者が運転する誤操作事故などに対する身近な公共交通としての『移動サービスの高度化』が求められています。 これに対し令和元年5月に官民連携コンソーシアム「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト」を立ち上げ、デジタルを活用した移動サービスの高度化に着手しています。 令和元年度：JR静岡駅北（市街地）にてAI相乗りタクシーの実証実験 令和2年度：清水区草薙（市街地）、庵原（郊外）にてAIオンデマンドなどの実証実験 令和3年度：葵区玉川（中山間地）、JR静岡駅南（市街地）、清水区岡船越（市街地）にてAIオンデマンドなどの実証実験					
取組概要 （前期計画）	静岡市地域公共交通網形成計画の次期計画の予定である静岡市地域公共交通計画を推進するため、多様な移動サービスを提供し、移動と活動（移動目的）をつなぐことで、自家用車がなくても生活できる移動サービスなど、次世代交通の推進に取り組みます。 令和5年度までは同プロジェクトにおいて、複数の実証実験をおこない、効果検証を進めてきました。 令和6年度からは「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト」を「しずおかMaaSまちづくり推進協議会」に名称・体制を変更し、同協議会内にワーキングを設置し、情報収集や持続可能な事業モデルを検証し、実装に向けた取組を進めていきます。					
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組
	計画	◎実装実証実験	○社会実装 →実装実証実験 △高度化検討	→社会実装 →実装実証実験 →高度化検討	→社会実装 →実装実証実験 →高度化検討	交通ビジョン2030の形成完了 移動サービスの高度化検討・実施
	実績	◎実装実証実験実施	→実装実証実験実施 △高度化検討			MaaSのサービス拡充
凡 例						
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし			
効果	公民連携により新たな移動サービスを創出していくことで公共交通網再編が推進されるほか、様々な移動サービスが提供されることで行きたいときに、行きたいところへ気兼ねなく自由に移動ができ、例えば利用者個々の時間の有効活用や趣味・嗜好の機会誘発による生きがい増進など、目的地のサービスと移動サービスをかけ合わせた新サービスの創出、これによる地域活性化につながる事が期待されます。					

第4次行財政改革後期実施計画個票

No.

Ⅱ－１－１９

基本方針

Ⅱ 仕事の仕組みを変える

施策

Ⅱ－１ 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

参考：
方向性4 業務の質の向上に向けた
行政DXの推進

取組項目

次世代交通の推進（旧静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト）

取組実績
(具体的な
取組内容)

R5

- ・大河内・梅ヶ島地区（中山間地）で、地域住民がドライバーを担う地域主体の運行実証実験を実施しました。
- ・駿府城公園周辺で静岡市歴史博物館と大河ドラマ館を結ぶ自動運転（レベル2）の運行実験を実施しました。

R6

- ・大河内、梅ヶ島地区（中山間地）で、地域住民がドライバーを担う地域主体の運行の実装に向けて、地元協議を行い、社会実装に向けた準備をしました。
- ・清水港周辺において、自動運転技術の活用による交通課題解決や観光周遊促進を目指し、拠点間輸送の確保に向けた走行シミュレーションやリスクアセスメント調査をおこない、走行経路上の各ポイントにおけるリスクの抽出など、サービスの高度化に向けた検討を実施しました。

R7

R8

指 標

年度

R5

R6

R7

R8

大綱最終年度
(R12年度)
目標値実験または実装したサービス
数

計画

1

1

1

1

移動サービス高度
化の再構築

実績

2

1

局 名

都市局

所管課

交通政策課

第3次後期実施計画個票No.
(継続取組のみ)

Ⅱ－３－１－７

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目	検針の継続性確保に向けたスマート水道メーターの導入						
現状等	上下水道局が管理し、検針を行っている水道メーターは、令和3年度末時点で市内に338,095個（うち、葵区旧簡水地区：2,468個）設置されています。これらのメーターについて、80人の検針員（主に法人検針委託員）で2か月に1回検針しています。しかし、遠方の旧簡易水道地区を受け持つ検針員の担い手が、人口減少、高齢化の影響により減っており、検針の継続性を確保することが難しくなっております。 検針継続性の確保は、全国的にも課題となっていることから、スマート水道メーターが、課題解決に寄与する機器として、全国の水道事業体から注目されています。						
取組概要 （前期計画）	・令和2年12月から2年間、電力会社及びガス会社の三者による電力スマートメーター通信網を活用した「三者共同の自動検針実証実験」を行ったことで、データ欠損時の補完方法が確立し、市街地等の電波受信可能範囲では100%のデータ取得が可能となりました。令和5年1月からは、電波が届きにくい中山間地における電波通信確認を中心とした実証実験を継続実施し、導入に向けた検討をします。 ・スマート水道メーター導入時に必要とされるノウハウを得るため、全国初の技術を搭載したアタッチメント式スマートメーター（漏水検知機能搭載）の実証実験を実施するとともに、A-Smartプロジェクトに参加し、スマート水道メーターの研究及び他事業体の情報を収集します。						
取組内容 （計画・実績）	年度	R5	R6	R7	R8	R9～12の取組	
	計画	△中山間地等自動検針実証実験	→		△中山間地等一部導入検討	○中山間地等一部導入	→
		△アタッチメント式スマートメーター実証実験	→				
		△A-Smartプロジェクトに参加	→	→	→		
実績	△中山間地等自動検針実証実験	◎中山間地等自動検針実証実験				→	
	△アタッチメント式スマートメーター実証実験	◎アタッチメント式スマートメーター実証実験					
	△New-Smartプロジェクト（旧A-Smartプロジェクト）に参加	→					
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、→継続、●実績なし、×中止						
進 捗	②	凡例	①計画より進んでいる ②計画どおり ③計画より遅れている ④実績なし				
効果	・中山間地の検針困難地域において、検針の継続性が確保されます。 ・検針業務効率化による料金徴収までの期間短縮、使用水量の見える化、漏水等の早期発見、災害時の早期断水情報発信、見守り等、市民ニーズに合った新たなサービスの提供が可能となります。						

第4次行財政改革前期実施計画個票

No.	Ⅱ－1－20
-----	--------

基本方針	Ⅱ 仕事の仕組みを変える		
施策	Ⅱ－1 業務の質の向上に向けた行政DXの推進	参考： 方向性	4 業務の質の向上に向けた行政DXの推進

取組項目		検針の継続性確保に向けたスマート水道メーターの導入					
取組実績 (具体的な 取組内容)	R5	・ 中山間地等自動検針実証実験を実施しました。 ・ アタッチメント式スマートメーター実証実験を実施し、R6.1月に実験結果をまとめました。 ・ 判明した課題に対応した再実験を行うため、実証実験の期間を延長しました。 ・ New-Smartプロジェクトへの参加しました。					
	R6	・ 中山間地等自動検針実証実験を実施し、R6.12月末に終了、R7.2月に暫定で結果報告をしました。 ・ アタッチメント式スマートメーター実証実験を実施し、R6.12月末に終了、R7.2月に暫定で結果報告をしました。 ・ New-Smartプロジェクトに参加しました。					
	R7						
	R8						
指 標		年度	R5	R6	R7	R8	大綱最終年度 (R12年度) 目標値
導入に向けた検証・検討の進捗		計画	実験結果報告	実験結果報告	一部導入検討報告	一部導入効果報告	一部導入効果報告 の継続
		実績	実験結果報告	実験結果報告			
局 名		上下水道局		所管課	お客様サービス課		
					第3次後期実施計画個票No. (継続取組のみ)		—